

表1

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	小 湊 浄 水 場		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	1	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	0.01	1回／3月	省略不可
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.77	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.14	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	0.001	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.003	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.007	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.001	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	<0.008	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.009	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	0.03	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	<0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.02	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	12.3	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	0.007	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	23.4	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	41.2	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	99	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	0.9	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	7	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	3.6	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	1.7	1回／月	省略不可

表2

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	口 広		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	21	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	0.002	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.72	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.07	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.004	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.008	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.003	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	0.024	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.009	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	<0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.05	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	9.4	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	0.018	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	16.9	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	29.1	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	87	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	0.5	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	7.0	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	0.6	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	0.15	1回／月	省略不可

表3

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	東 滝		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	4	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	0.002	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.82	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.08	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.005	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.001	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	<0.008	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	<0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.02	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	9.8	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	0.048	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	17.2	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	30.5	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	85	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	1.4	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	6.9	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	3.8	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	1.7	1回／月	省略不可

表4

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	浦 田		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	1	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	0.001	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.77	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.1	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.006	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.016	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.004	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.004	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	0.009	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.009	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	0.06	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.02	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	9.4	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	0.011	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	17.2	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	29.8	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	78	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	1.4	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	6.9	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	0.9	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	0.24	1回／月	省略不可

表5

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	茂 浦		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	11	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	0.004	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.72	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.08	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.004	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.009	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.003	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	0.065	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.053	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	<0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.11	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	9.4	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	0.034	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	17.2	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	29.4	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	94	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	0.5	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	7	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	1	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	0.25	1回／月	省略不可

表6

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	狩 場 沢		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	2	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	0.001	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.8	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.29	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	0.001	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.006	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.013	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.003	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.003	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	<0.008	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.011	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.03	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	7.7	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	16.3	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	21.3	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	76	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	0.5	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	6.8	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	4.9	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	1	1回／月	省略不可

表7

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	童 子		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	8	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	0.002	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	1.5	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.17	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.004	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.008	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	<0.008	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.02	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	<0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.09	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	8.6	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	16.1	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	27.9	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	101	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	0.7	1回／月	省略不可
基47	ph値	5.8-8.6	1回／月	6.9	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	2.3	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	0.68	1回／月	省略不可

表8

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	土 屋		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	1	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.02	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.47	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.22	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	0.014	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	0.006	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.021	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.061	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	0.007	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.023	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.006	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	<0.008	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.01	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	<0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	0.01	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	18.9	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	39	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	22.8	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	116	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	1.7	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	7.6	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	3.1	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	0.06	1回／月	省略不可

表9

上 水 道

(水道法施行規則第15条第1項第4号による)

番号	水 質 基 準 項 目	基準値	基本検査頻度	浪 打		
		(mg/l)		過去の最大	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	100	1回／月	1	1回／月	省略不可
基 2	大腸菌	不検出	1回／月	不検出	1回／月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回／3月	<0.0003	1回／3年	(注1)
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	1回／3月	<0.00005	1回／3年	(注1)
基 5	セレン及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 6	鉛及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注1)
基 8	六価クロム化合物	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注2)
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3月	省略不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回／3月	0.45	1回／3月	省略不可
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1回／3月	<0.08	1回／3年	(注1)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.05	1回／3年	(注1)
基14	四塩化炭素	0.002	1回／3月	<0.0002	1回／3年	(注3)
基15	1, 4－ジオキサン	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注3)
基16	シス及びトランス－1, 2－ジクロロエ	0.04	1回／3月	<0.004	1回／3年	(注3)
基17	ジクロロメタン	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注3)
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基19	トリクロロエチレン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基20	ベンゼン	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3年	(注3)
基21	塩素酸	0.6	1回／3月	0.18	1回／3月	省略不可
基22	クロロ酢酸	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3月	省略不可
基23	クロロホルム	0.06	1回／3月	0.002	1回／3月	省略不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03	1回／3月	0.003	1回／3月	省略不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	1回／3月	0.017	1回／3月	省略不可
基26	臭素酸	0.01	1回／3月	<0.001	1回／3月	浄水処理(消毒)に次亜塩素酸を使用しているため、省略不可
基27	総トリハロメタン	0.1	1回／3月	0.037	1回／3月	省略不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03	1回／3月	<0.003	1回／3月	省略不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回／3月	0.007	1回／3月	省略不可
基30	ブロモホルム	0.09	1回／3月	0.019	1回／3月	省略不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08	1回／3月	<0.008	1回／3月	省略不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回／3月	0.008	1回／3年	(注2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基34	鉄及びその化合物	0.3	1回／3月	<0.03	1回／3年	(注2)
基35	銅及びその化合物	1.0	1回／3月	<0.01	1回／3年	(注2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1回／3月	24.5	1回／3年	(注1)
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1回／3月	<0.005	1回／3年	(注1)
基38	塩化物イオン	200	1回／月	48.1	1回／月	省略不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回／3月	36.3	1回／3年	(注1)
基40	蒸発残留物	500	1回／3月	138	1回／3年	(注1)
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回／3月	<0.02	1回／3年	(注1)
基42	ジェオスミン	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	原因藻類発生時期に月に1回以上	(注4)
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1回／3月	<0.002	1回／3年	(注1)
基45	フェノール類	0.005	1回／3月	<0.0005	1回／3年	(注1)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回／月	1.2	1回／月	省略不可
基47	pH値	5.8-8.6	1回／月	7.4	1回／月	省略不可
基48	味	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基49	臭気	異常でない	1回／月	異常なし	1回／月	省略不可
基50	色度	5度	1回／月	1.8	1回／月	省略不可
基51	濁度	2度	1回／月	0.06	1回／月	省略不可

※ 過去の最大とは、過去5年間の検査結果の最大値です。

- (注1) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。
- (注2) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。
- (注3) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。
- (注4) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。